指名停止等一覧表

期間 : 令和5年4月1日 ~ 令和5年6月30日

業者名	本社所在地	指名停止期間		当該事項 指名停止等措置要領	指名停止の理由
株式会社 安武建設工業	熊本県菊池市旭志伊萩668	自:令和 5 年 6 月 8 日 至:令和 5 年 9 月 7 日	3ヶ月	別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 別表第2第13号 (建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年 法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として 不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)。	本件については、株式会社安武建設工業が、令和2年(2020年)9月30日、令和3年(2021年)9月30日及び令和4年(2022年)9月30日を審査基準日とする経営事項審査において、経営規模等評価申請書及び経営事項審査添付書類に完成工事高を水増しした虚偽の内容を記載して申請を行うとともに、その申請に基づく経営事項審査結果通知書を熊本県に提出し、入札参加資格申請を行ったため、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和5年3月14日に熊本県知事より30日間の営業停止処分を受けた。このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」の別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。